

告示

埼玉県告示第千三百二十四号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量（カラーデジタル航空写真）

三 作業地域

ときがわ町全域

四 作業期間

令和四年十二月十五日から令和五年三月十七日まで